

## 令和5年度 第5回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 令和6年3月28日（木） 午後2時00分～午後4時55分

【開催場所】 高崎市役所第31会議室（3階）

【出席委員】 計14人

会 長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委 員 青柳 隆	委 員 井上 謙一	委 員 小黒 佳代子
委 員 桑畑 裕子	委 員 後藤 伸吾	委 員 酒巻 哲夫
委 員 篠原 智行	委 員 鈴木 昭彦	委 員 野上 浩
委 員 萩原 裕美	委 員 深澤 アサ子	委 員 目崎 智恵子

【欠席委員】 計6人

委 員 石原 シゲノ	委 員 大谷 良成	委 員 小野田 紀生
委 員 岸 一之	委 員 松田 正明	委 員 森 弘文

【事務局職員】

福祉部長 石原 正人 長寿社会課長 本間 澄行 介護保険課長 佐鳥 久  
指導監査課長 栗原 徳彦  
担当係長

（長寿社会課）片貝 祐介 櫻井 和博 小崎 信哉 上原 正恵 加山 陽三  
（介護保険課）飯沼 純一 石塚 卓也 矢治 香理 瀧上 富士代 片山 佳子  
（指導監査課）上原 孝弘

各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者0人）

【所管部課】 長寿社会課

【議 題】

- （1）第9期高崎市高齢者あんしんプラン（案）に関するパブリックコメントの実施結果等について
- （2）令和4年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について
- （3）令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針（案）について

【報 告】

- （1）介護保険料の設定について
- （2）令和6年度介護報酬改定について
- （3）令和6年度新規事業等について
- （4）地域ケア会議開催状況について

## ◎開 会 (14 : 00)

挨拶

(会長)

それでは、議事に入る前に、議事録の署名人の指名をさせていただきます。今回は本日配布されました委員名簿の番号7番の黒佳代子委員にお願いしたいと思います。

### **【議事録本文】**

## ◎議題 (1) 第9期高崎市高齢者あんしんプラン (案) に関するパブリックコメントの実施結果等について

### 一事務局説明

(会長)

事務局から説明がございました。パブリックコメントについては一般の方からの意見と、委員からの意見を合わせて回答いただいて、これらの主要事項について追記をするということでございます。また第9期高崎市高齢者あんしんプラン全体としては、この後、説明のある第6章を付け加えて完成版ということになると思います。委員の皆様からのご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

(A委員)

このZの意味はどのように解釈したらよろしいでしょうか。

(会長)

Zは、資料に「質問・要望等」と記載してあります。質問・要望等を承ったという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。では先ほどご説明したとおり、これらと第6章を追加しまして、第9期高崎市高齢者あんしんプランを策定するというご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。続きまして(2)令和4年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について事務局から説明をお願いします。

## ◎議題 (2) 令和4年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について

## 一事務局説明

(会長)

ありがとうございました。令和4年度の事業評価と民生委員さんに対する意見収集というところですが、こちらについてご意見等はございますか。

(B委員)

レーダーチャートで見せていただきありがとうございます。センターの方々に集まっていただくような市の会議はありますか。

(事務局)

各センターに集まっていただく会議は基本的には毎月実施をしております。市の報告連絡事項等の情報提供をしております。また、報告連絡事項等を行った後にさまざまなメニューで研修会を開催させていただいており各センターの資質向上に努めております。

(B委員)

個人情報保護に対する取り組みが整備されていないという項目がありますが、そのようなところについては困難な改善点ではないと思います。会議のなかで改善策などを話し合ったりしていますか。

(事務局)

毎月定例で開催しております全体会議では、すべてのセンターに周知をする内容を中心にお話させていただいておりますが、個別のセンターで課題として挙げられる事項につきましては都度相談しながら改善策等を一緒に考えております。

(B委員)

改善策を話し合うような会議にしていってほしいのではないかと思います。レーダーチャートを皆さんにお返しして結果を示すだけでは改善はなかなか生まれまいと思います。人的資源などのさまざまな要因があつてのこのような結果だと思いますし、できることはしていきたいと皆さん思っていると思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。私からも一点申し上げます。事業評価の表紙をめくった次の1ページ目に評価の手順や概要が載っていますが、真ん中あたりに「3 実施方法」の「④各あんしんセンターへ評価結果の還元、事業実施方針の提示」とありまして、やはり評価結果の還元をきちんとやっていただくということと同時に、今B委員からお話ありましたように、個別のあんしんセンターが抱えている課題について適切にアドバイスをするような仕組みを作らないと評価はなかなか上がっていかないのではないかと、課題は解決できな

いのではないかと考えています。地域ケア会議については評価が厳しいというところが多く全体評価は低くなっており、また個人情報保護について課題等があるところについては個別にどのように対応していくのかなど、月1回の会議だけではなく個別の課題については一緒に考えていくということですので検討していただければと思います。毎年、地域ケア会議についてはあんしんセンターの評価としては低く、それをどう改善していくかということ新しいプランをつくるたびお話しておりますがプランニングができていません。第9期計画でもそこを具体的にどう解決するかということろまでは示すことができていないということなので、これは個別の運用のなかで考えていくしかないと感じておりますのでさらに検討していただければと思います。法律で決められている会議ですので、それがなぜできないのか、そこをきちんと考えていく、あるいは法律で決められているのにできないということは法律自体がうまくないのかという議論にもなるかもしれません。そのようなことも踏まえて抜本的な解決方法を考えていく時期にあるのではないかなと感じました。意見ということで申し上げさせていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

(副会長)

昨年の会議のときは、職員体制の一覧表とセンターごとの評価結果の一覧表が載っていましたが今回は出ておりません。なにか意味があるのでしょうか。また、地域ケア会議が92.3%で、そのほかの項目はすべて100%になっていまして、この評価は甘すぎるのではないかなという気がしますその辺はいかがですか。

(会長)

まず、人員配置についてはいかがでしょうか。

(事務局)

人員配置につきましては、地域支援事業を報告する際に報告をしておりますが、あんしんセンター事業評価の際には報告しておりません。また、あんしんセンターの事業評価の趣旨としては、センターごとに自己評価をしていただき、その結果を全体の平均と比べ、各センターでの課題等を改善していくためのもので、センター同士の優劣をつけるようなものではないことから、センターごとの評価結果の一覧は作成しませんでした。

(会長)

年度が明けてから人員配置の表が出ていたのでしょうか。

(事務局)

地域支援事業の実施状況がまとまった段階で、介護保険運営協議会で報告をさせていただいております。各事業の取り組み状況と併せて職員の配置状況も報告させていただいております。

(会長)

次の報告はいつになりますか。

(事務局)

令和5年度実施状況がまとまった後の最初の介護保険運営協議会のタイミングになるかと思っておりますので、次年度の開催時期が決まりましたらそれに合わせて速やかに報告できればと考えております。

(副会長)

もう一点、23番のセンターのところで、相談事例解決に向けた市への支援要請に対し市からの支援が不十分と書いてありますが、あんしんセンターの方がマイナスで基幹型の方がプラスになっているので、これは逆じゃないかと思っております。以前、あんしんセンターの利用者の家族が包丁を持って殴り込んできて警察が入ることがあったときに、センターが相談しても全く対応してもらえなかったことが問題になったと思っております。評価したのがその次の年なら問題ないかと思っておりますし、今は非常に良くなっていますけれど、昨年度に関してはそういうトラブルがあったのであれば当然100%ではないだろうとは思っています。警察沙汰になったことでしたので、少し考えた方がいいのではないかと思います。意見をいただきました。

(会長)

2ページの高齢者あんしんセンター事業評価の、全国と高崎市の比較のところで「2-(1)総合相談支援」のところで基幹型が100%となっていますが、10ページの23番のセンターでは、「2-(1)総合相談支援(2)」に、市からの支援が不十分であると記載があり、ここに齟齬が生じているのではないかというご意見ですね。いかがでしょうか。

(副会長)

翌年の方が評価しておりますし、すでに当時の方はいなくなってしまったのでいいのですが、よく考えていただければと思います。今は非常に良くなっています。ありがとうございました。

(事務局)

今後も、協力しながら丁寧に進めていきたいと考えております。

(会長)

令和5年度は十分対応できているのではないかとということでございました。ありがとうございました。他はいかがでしょう。

(C委員)

この評価は自己評価のみで、他者による客観的評価はないのですか。自己評価で100%

というのは少し不安になるところもあります。自己評価のみで評価するというのは制度で決まっていることなのでしょうか。

(事務局)

基本的には自己評価で、各項目の評価指標に基づき、それぞれのセンターが○か×で回答したものを累積した結果となっております。

(副会長)

昨年もお話しましたが、昔は市の職員がセンターに出向いてくれて、市の職員とあんしんセンターの職員で相談しながら評価を行っていました。今は自己評価で○か×だけなので100点が出てきてしまうのです。真面目にやっているセンターほど辛めな評価がついてしまうので、昔のように市が交じっての評価にしたほうがいいのではないかと思います。それからセンターの方からも市の評価をつける形をとってもらえれば一番しっくりくるのではないかと思います。

(会長)

評価の仕方について、その他何かございますか。

(B委員)

資料の後ろに表がついていると思いますが、この表はどのように使うのでしょうか。読んでも理解が難しく、特に留意点というところが文章量も一番多く難しいのですけれども、誰が、どのような視点でこの留意点を書かれているのでしょうか。

(会長)

こちらは厚労省が出している評価指標で、例えば一番左の「市町村指標」というのは、市町村はこの指標をもとにして評価をしてくださいということで、真ん中の「センター指標」というのは、各センターについてはこちらの指標をもとに評価をしてくださいということです。そして、なぜこの指標なのかというところが「趣旨・考え方」のところに載っていて、「時点」はどの時点かということ、そして評価にあたって考慮してもらいたいことが「留意点」として載っています。つまり、高崎市は一番左の指標をもとに、それから各あんしんセンターは真ん中の指標をもとに評価しているということになっています。あんしんセンターはこの指標ではなく高崎市が作った指標で評価をしていますか。

(事務局)

あんしんセンターも、この厚労省の指標をもとに評価しています。

(B委員)

この表は厚労省が作ったものでそれに従って評価をしていくということですね。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(D委員)

昨年も地域ケア会議の数字がすごく悪かったので、対策をとるようなお話がこの介護保険運営協議会の場に出てきたように思うのですけれども、昨年の状況について詳しい方がいらっしゃいましたら教えていただけますか。

(事務局)

地域ケア会議につきましては、先ほどからご指摘があるとおり、介護保険法により設置に努めなければならないものですが、地域ケア会議を開催していないセンターがあるため全体的な評価が下がっているということになります。地域ケア会議を開催しないとこちらの数値は改善されませんので、地域ケア会議の開催にあたり今年度実施したことについてご説明をさせていただきます。まず、月1回の全体会議のなかで研修会を設けておりますが、今年度につきましては、地域ケア会議の目的や意義について、改めて長寿社会課から各あんしんセンターに説明をさせていただきました。まず事例の抽出方法については、個別ケースの支援内容を検討することによる課題解決を出発点として、地域が困っていることをみんなでどのように支援できるのか話し合う必要がある事例が対象としては好ましいということをお示しいたしました。また、開催することの効果としましては、インフォーマルサービスのような地域の繋がりが得られる期待があることや、地域の課題を探る場としても展開できる、ということを説明させていただきました。さらに研修のなかで、地域の複数のあんしんセンターに対し、開催に至るまでの経緯を事例として紹介していただきまして、その後グループワークとアンケートを実施することで、地域ケア会議の効果や開催に向けての課題を、あんしんセンター間、および長寿社会課で共有いたしました。課題として出てきましたのは、地域の方の理解が得られるよう区長や民生委員等への周知を図っていただきたいということ、さらには課題の共有や支援の方向性などどのような地域社会を目指していくか、目標や考え方を示してほしいというような意見がございました。次年度以降も関係者の課題解決向上に向けて、また地域包括支援ネットワークを構築するためにも、この地域ケア会議というのは有効な手段であることを継続して説明をし、地域ケア会議の開催に向けて、市としてどのような関わりが必要かということ、先ほど申し上げた課題を踏まえつつ検討してまいりたいと思っております。加えて申し上げますと、実際に地域ケア会議に参加した方にアンケートをとっておりますが、民生委員さんからは、地域の課題をさまざまな立場の方が話す機会というのはなかったので参加してよかったという意見をいただきました。またあんしんセンターからも、地域の課題解決に向け有意義だったという意見がございましたので、そのような意見も踏まえながら開催に向け数値を改善できるような更なるバックアップ体制をとっていきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(D委員)

ありがとうございます。今までいろいろと行ってきたことを踏まえながらフィードバックするような形を考えているということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。次年度も引き続き尽力してまいりたいと考えております。

(D委員)

引き続きという言葉がとても気になっていまして、そのやり方で伝わらないから低い数字になっているのではないかと思います。先ほど会長からももっと仕組み作りが必要なのではないかというご意見も出てきたと思いますが、引き続きやっていると、来年もおそらくまた同じような状況が起こるのではないかと思います。ここの数字が上がれば全体も上がってくると思いますので、ぜひそのあたりも勘案していただいて具体的な仕組み作りをお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございます。本日の資料3-1の事業評価の3ページに、高崎市と高齢者あんしんセンターの比較というのがありまして、「③市の取り組みとセンターの取り組みに差がみられる業務とその要因」としてセンター主催の地域ケア会議を開催していないセンターが多いためと理由が記載されていますが、これはただ多いという現象だけを記載しているだけで要因ではないですよ。なぜそれが多いのかということを書くのがこの記載欄なので、この内容は十分でないと思います。つまり、今ご説明いただいたような取り組みを十分できていなかったということが要因なのではないかと思います。また、私は社会福祉士の立場でここに参加している者でもあるので、本日後段のほうで申し上げようと思っていましたけれども、資料7で地域ケア会議の開催状況という1枚の文章と報告書があり、報告書の1ページ目に地域ケア会議の目的として図が載っていて、「ア) 個別ケースの支援内容の検討」、「イ) 地域の実情に応じて必要と認める事項」があります。先ほど個別ケースの事例をどのように捉えるかというお話がありましたけれども、この図の真ん中の(i) 介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、(ii) 地域包括支援ネットワークの構築、(iii) 地域課題の把握、これが地域ケア会議の目的ということになりますので、個別ケースの課題解決が目的ではありません。これも何度か申し上げておりますけれども、その個別ケースの事例のなかでマネジメントがしっかりしていたのかどうか、そしてどのような関係機関が集まって課題解決に向けて頑張ったのか、あるいは頑張っていなかったのか、さらにはそこにある地域課題は何なのかということをも明らかにすること、そして、会議に参加した人たちが情報を共有することによって、また同じような課題が起きたときにきちんと対応できるとか、社会資源を充実させるとか、そういったことがこの会議の目的です。ですからそこを十分踏まえてやって欲しい、つまり地域ケア会議の評価の観点というのはこの(i)(ii)(iii)で評価すべきことなのです。これは国にお



伝えしたほうがいいのかもかもしれませんが、あんしんセンターの地域ケア会議がなかなか進まないというところは、この（i）（ii）（iii）でどうなっているのかという評価がないからと私は思っています。ここの検討を含めて十分できていないあんしんセンターに対して基幹型センターとしてアドバイスをしていくという、そういう仕組みをきちんと作ってほしいという方法論も含めて申し上げたいと思います。これについてはまた検討していただければと思います。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、この評価については承認するという事でよろしいでしょうか。意義がありませんので承認とさせていただきます。ありがとうございました。続きまして（3）令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針（案）について事務局から説明をお願いします。

### ◎議題（3）令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針（案）について

#### 一事務局説明

（会長）

先ほど令和4年度の事業評価もありましたが、それらを踏まえて次年度のあんしんセンター運営事業実施方針を決めたいと思っております。ご意見、ご質問はございますか。

（A委員）

協議体が月1回各地区で行われていると思いますが、そこで議論された内容や要望は、どのような形で市に伝わっていますか。

（事務局）

協議体の内容につきましては、協議体開催後に市のほうで用意した報告書に報告事項を記載し、そちらを長寿社会課に送っていただくことで全協議体での話が進んでいるかということ把握しているところでございます。

（A委員）

各地区によってかなり違いがあるかと思いますが、内容的にはどのようなものが多いですか。

（事務局）

現在26の第一層協議体がございますが、やはり進捗状況はさまざまで、例えば、協議体のなかで居場所づくりが進んでいるというような内容や、生活支援の事業をどのように行っていきたいかの議論等を端的に書いていただいたものなどをご報告いただいております。

（会長）

協議体については、月1回、会議内容をまとめたものを長寿社会課に報告し、長寿社会課はそれを把握しているということをご説明いただきました。E委員、補足等はございま

すか。

(E委員)

先ほど事務局から説明がありましたが、毎月、協議体の終了後3日以内くらいに情報共有シートを作成しており、会議での気づきや良かったこと、また課題や情報提供してほしいことなどを端的にまとめていただいております。シートはコーディネーターにも送っていただいております。その内容を長寿社会課と一緒に検討し、またその情報を一層協議体でも共有させていただいております。

(会長)

情報共有する仕組みを作っているということですね。ありがとうございました。他はいかがでしょう。それでは、私から全体に関わるところでご質問いたします。認知症基本法が施行になり国が認知症対策を積極的に推進するという方向になっているなかで、その法律に基づいた政策のポイントのようなことは反映することができていますか。また、孤独・孤立対策についても国が進めていますが、やはり高齢者が孤独・孤立の状態に置かれていることは、介護予防やフレイル予防をする観点においては非常にリスクとなっている状況だと思いますので、あんしんセンターがこのような国の主要政策のなかで役割を果たせるのかどうか、という視点で検討しているのかどうかということについて事務局の考え方を教えていただければと思います。

(事務局)

資料の「7 実施方針(9)認知症施策推進」をご覧ください。認知症地域支援推進員は29箇所のあるしんセンターに1名ずつと長寿社会課に2名の計31名を配置しております。今年1月に認知症基本法が施行されましてそれに基づき事業執行しているわけですが、本市といたしましては認知症地域支援推進員を軸としてさまざまな認知症施策を行っていきたいと考えております。月1回、認知症地域支援推進員が集まり、認知症ネットワーク会議というものを開催しております。そのなかでいろいろな事業について検討するとともに、今年度の重点事業についても認知症地域支援推進員が中心となって行っているところでございます。

(会長)

ありがとうございました。今回の認知症基本法のなかでは、本人主体であるということが非常にクローズアップされていますので、そこが少し見えてくるような施策があると、基本法に基づいたものだということが見えてくるかなというふうに思っておりました。それから「6 市(基幹型センター)及び他的高齢者あんしんセンターとの連携」でございませけれども、基幹型と地域型のあるしんセンターの連携ということはわかりますが、今回の新規事業で高齢者福祉なんでも相談センターができるということですから、ぜひ令和6年度のあるしんセンターの運営について、高齢者福祉なんでも相談センターとの連携というのを入れてみてはいかがでしょうか。

(事務局)

我々も入れていきたいと考えているところではあります。

(会長)

ぜひ入れていただいて、各あんしんセンターが意識してそこと繋がれるように、あるいは新しくできるセンターが各あんしんセンターと繋がるように配慮いただければと思います。それから、「(6) 地域ケア会議の運営」については、先ほどから議論があつて取り組みについても説明がありましたが、実績のなかなか上がらない地域ケア会議を具体的にどのように進めていくのか、令和6年度の方針を再度伺いたいと思います。

(事務局)

地域ケア会議は、こちらに記載させていただいたとおり地域課題の検討をするための重要な会議となっていますので、先ほどご指摘がございましたあんしんセンターの個別会議の開催を軸にしながら、再度、改めた視点に立って、令和6年度の地域ケア会議の運営について検討していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。もう一点、「8 その他実情に応じて、高崎市介護保険運営協議会が必要であると判断した方針」の、受託法人による自己評価についてです。先ほど令和4年度の自己評価について議論がありましたけれども、あんしんセンターの受託法人としてこちらの自己評価をどのように受け止め、改善をしているのかということが重要になります。また、そこと受託要件のようなものがリンクしているのだとすれば、評価と運営方針についてきちんと受託法人に対し説明していくことが重要になると思いますので、そこについての今後の方針について補足することがあればお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、民生委員さんからいただいた評価につきましては、結果がまとまった時点で各あんしんセンターにお返しをし、あんしんセンターだけではなくて受託法人さんにも情報共有をいただき改善に取り組むようお願いしております。また、毎年各あんしんセンターで運営計画等を作成をしていただく際には、前年度の自己評価を踏まえたうえでの課題等も記載をしていただき、改善に繋げていけるよう対応しております。

(会長)

資料には、「法人内で確認するとともに」とありますが、やはり市の基幹型センターと一緒に確認をするという作業を一つ加えていただくことも大事なかなと思います。それから、後段に「地域の実情や高齢者人口等を踏まえて」とあります。これは、あんしんセンターを受託する法人のエリアをきちんと踏まえるということ、つまりそのエリア内の地域の課題や高齢者の動向などをきちんと提示をして、今このような状況だからこれについてあん

しんセンターはしっかり取り組んでください、という情報提供や情報共有があったうえであんしんセンターを受託できるのだと思いますので、その点も十分留意をしていただきたいと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

個別の状況というところでは、各圏域内の高齢者人口が増加したことに伴いまして職員の配置等を追加で行っていただいた際には、運営委託をする際に追加した職員分の体制等の加算ということで配慮させていただいております。

(会長)

高齢者の人口だけではなく、そこにお住まいの方たちの、協議体やボランティア活動などさまざまな自主的な活動もありますし、それから例えば孤独死がどのくらいあったとか、医療機関にかかる人たちの割合とか、おそらくさまざまな個別のデータがあると思います。それから先ほど民生委員さんの話もありましたけれども、地域の方々、区長さん、専門業者や医療機関などからの情報提供もあるかと思います。この地域をどのようにしているかということで協議体やあんしんセンターが活動をしていますので、さまざまな意見聴取をした結果の情報等を長寿社会課が持っているのだとすれば、それをきちんと提示をし、このような課題に対し取り組んでくださいと、あんしんセンターにきちんと提示をしていくことが大事ではないかと思います。また、もしそこが不十分であるならば、一緒に考えていける場を作っていくということ、それがこの介護保険運営協議会の場になっていると思いますので今まで議論してきたわけですけれども、やはり地域の状況をもとにして介護保険を組み立てることが介護保険法のベースにあるわけですから、日常生活圏域の状況をきちんと把握することが重要になってくると思っておりますので、ぜひ日常生活圏域の情報を把握し、そして情報共有をしながら展開していくということをしっかり取り組んでいただければと思います。他はいかがでしょうか。

(F 委員)

今、会長がおっしゃられたようなことを私達は資料として拝見できるのでしょうか。地域ケア会議の地域型の評価がこんなに悪いのに、基幹型はうまくいっているような評価になっていますが、これは課題が何もないのか、それとも課題が拾えなくて自分たちだけがうまくいっていると思っているのか、そのあたりがよくわかりません。地域ケア会議の実施状況がそこまで悪いのであれば、それがなぜなのかということを追跡調査することを新規事業のなかに入れていただいてもいいのではないかと思います。結果的には、間接的に市民に関わってくるものだと思うので、その辺りを評価・精査することを今年の新規事業の課題に入れてもいいのではないかと思います。そうでないとまた引き続きということで、今年も来年も頑張りましたけれどもうまくいかないで引き続き頑張りますということになってしまうのかなと思います。なぜできなかったのか、担当者が変わるからできないのか、それともケアマネが抱えている悩みが上がってくる仕組みが十分でないからなのか、そのあたりがよくわからないので、それをフィードバックするようなことをお考えい

ただければなと思いました。

(会長)

他の委員の皆さんいかがですか。

(C委員)

例えば総合相談の内容はどうだったか、地域ケア会議もそうですが個別ケア会議からその人を中心にして解決した事例がいくつあるのか、うまくいった事例がいくつあるのかなど全体のことはこれでは追えません。自己評価だけですと今の国会のようになってしまうので、第三者による客観的な評価があれば、評価結果にもう少し信憑性がでてくると思います。

(F委員)

新規事業のなかで、そういったところを見直すということを入れたらどうでしょうか。

(会長)

地域ケア会議の運用について、もっと強力に進めるというところを文言として加えてはいかがかというところです。現状の問題抽出ということになりますと、本来は「(1) 総合相談・支援」の前に、日常生活圏域の現状や課題の把握ということがまずはあるべきで、それがあんしんセンターの仕事だと思えます。そのツールとして、相談があったり地域ケア会議があったり、さまざまな専門職との連携や地域との連携というものがあるのだと思います。そこが抜けているなど今改めて感じたところです。F委員からの発言もありましたが、私もそれを「(0)」として入れていく必要があるかなと思いました。いかがでしょうか。

(副会長)

質問項目のなかで、地域ケア会議について、「個別ケースの課題分析等を積み重ねることによって地域課題を検討し、その他に資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか」となっていますが、政策の形成は出来ませんし資源開発も浮かばないのでこの項目に「○」がつけられません。ですので、各センターでは個別ケア会議は出来ていると思いますが、全体の地域ケア会議はほとんどできていないと思います。話を聞いてみると、できていると回答しているところはほとんどが個別ケア会議のことを言っています。

(会長)

今、副会長がお話した地域ケア会議の目的ですが、それをすべてクリアしないと100%にならないかというところではないと思います。政策提言まではなかなか難しいけれど、課題の洗い出しができ、それを市全体の課題として共有することをこの介護保険運営協議会の場で出来たということで、市としては100%にしているのではないかと思います。

(副会長)

今のところに「○」をつけられれば、どのセンターも 100 点になります。

(会長)

「はい」、「いいえ」だけでは評価が難しいですね。

(D委員)

8に、介護保険運営協議会が必要であると判断した方針と記載してありますが、自己評価が必要という議論があったうえで判断したということですか。

(会長)

法律上は自己評価を基にして地域包括支援センター運営協議会でその評価を議論することになっていて、高崎市の場合にはその地域包括支援センター運営協議会を介護保険運営協議会に代えるということで整理をしました。以前は地域包括支援センター運営協議会で議論していた内容を、今はこの場でやるということですから、介護保険運営協議会をもう少し時間が取ればそこをもう少し精緻にできるのかなというところですが、簡略化と言えば語弊があると思いますが、合理的に進めているというところになっていると思います。事務局から補足があればお願いします。

(事務局)

会長におっしゃっていただいたとおり、以前はあんしんセンター運営部会のなかで議論していたものを、介護保険運営協議会のほうに代えさせていただいております。

(D委員)

ありがとうございます。高崎市のオリジナルの取り組みということでよろしいでしょうか。

(会長)

地域包括支援センター運営協議会をこの介護保険運営協議会が兼ねるというのは、高崎市で独自に設定したものであるということになります。

(D委員)

ありがとうございます。もう一点ご提言させていただきたいのは、この自己評価のところで、今までは市と一緒に自己評価をやっていたが、今はセンター独自に自己評価をすることになっていることがそもそも課題なのではないかというようなお話も出てきましたので、自己評価のやり方も含めて、少しご検討いただければと思いました。

(会長)

ありがとうございました。自己評価のところは今までの議論を踏まえて、やり方、フィードバックの仕方、そしてそのフィードバックの法人としての受け止め方、場合によっては法人内の研修など、全体の研修なども含めて考えていただくことをお願いしたいと思います。他はいかがでしょうか。

(G委員)

「4 介護事業者、医療機関及び民生委員その他の関係者とのネットワークの構築」のところで、「高齢者だけではなく、子育て、不登校、障害、難病などの世帯全体の複合的な問題に対応するため、多職種と協働して開催する地域ケア会議等により地域の関係者や関係機関との連携強化を図り、高齢者を支援するためのネットワーク構築の推進と充実に努めるものとする」となっていますが、あんしんセンターが、高齢者だけではなく子育て世帯、不登校に悩む親御さん、障害福祉、難病患者など広い範囲を抱えていくと、介護予防事業、協議体、地域ケア会議の課題なども含めたときに、抱える範囲や地域課題が多すぎて職員さんがオーバーワークになってしまわないかと思いました。

(会長)

これはとても大事な視点で、高齢者あんしんセンターは高齢者の問題だけ扱うわけではないのですよというところを表明していて、そこを理解したうえで法人等に受託してもらった設計になっています。これは本当に大きな意味がありまして、高崎市としての表明なわけですね。でもそれを本当に理解してやっていたか、あるいは理解するけれども業務が多いから高齢者に特化しているのか、そのあたりの現場の動きをきちんと調べる必要があるのではないかと思います。そこを事務局はどう考えているのか、あとでお聞かせいただきたいのですが、加えて申し上げますと、この後説明があるかもしれませんが、今回の介護報酬改定のところでヤングケアラーに対する支援というところも入ってきています。ヤングケアラーは介護だけではなく兄弟の支援などもあるため、ケアマネさんが関わるケースが多いということで入ってきているわけですが、そのような複合的な課題を抱えている家庭に対してあんしんセンターが対応していくということにもなるわけですね。そのようなことを踏まえると、業務量が圧迫するのではないかというご指摘もあることで、ここをどのように考えていくかは大事なことだと思います。事務局のお考えをお話いただければと思います。

(事務局)

オーバーワークのお話をいただきましたけども、まさしくそのとおりでございまして、長寿社会課においても基本的には高齢者にクローズアップして対応しており、ヤングケアラーなどについては高齢者ありきのなかで対応を考え支えていく、ということが現状では精一杯ではないかと考えております。ただ、複合的な事情を抱えている家庭が多いので、大きな目標としてはそちらを目指していきたいと思っておりますけれども、現状やれるところとしますと高齢者、またその高齢者の背景にある家庭内の問題、そのあたりまでがあんしんセンターが取りかかれる最大くらいになるのではないかと考えております。過度な負担を

あんしんセンターにかけず、それよりも高齢者に寄り添った支援のほうで頑張っていたいただきたいという思いはあります。

(会長)

ありがとうございます。過度な負担がかからないようにというところではありますけれども、やはり教育現場との関係でケアラーのことが出てきたり、あるいはあんしんプランにも記載されていますが、災害時避難行動要支援者の個別避難計画をどう作るかとか、地域で暮らしにくい方々の支援をどうしていくか、特に高齢者は今後増えてまいりますので、そのようなところにも関わらざるを得ないというところがあるなかで優先順位をどうつけていくのかというところも地域ごとに検討していく課題でもあるかなと思っています。そのあたりを業務量と勘案しながら、事務的なものはできるだけ軽減しながら、助け合えるところを助けていく仕組みを作りたいと思います。他はいかがでしょうか。では、(3) 令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について、今の議論を踏まえて追加の文言を入れるかどうかを検討していただき、介護保険運営協議会としては承認するという事でよろしいでしょうか。それでは続きまして次第4 報告(1) 介護保険料の設定について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告(1) 介護保険料の設定について

### 一事務局説明

(会長)

保険料の設定について報告がありました。この第6章を高齢者あんしんプランの最後に付け加えるということになると思います。ご質問等はございますか。

(G委員)

9ページの(4)施設サービスですが、介護療養型医療者施設が介護医療院になったことで数字が急激に2倍以上に膨れ上がった経緯を教えてください。また、高崎市内に介護医療院が何箇所あるか教えてください。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

第8期計画から倍になったということですがけれども、どの数字と比べて倍になっているということでしょうか。

(G委員)

第8期計画の86ページと、今ご説明いただいた第6章の9ページを比べると、第8期計



画には介護療養型医療施設がありますが、第9期計画では介護医療院に統合されていますよね。それをトータルで足されているかと思いますが一般市民にはわかりにくいと思います。介護療養型医療施設がなくなり介護医療院に統合されたことを私はわかりますけれど、介護療養型医療施設の数字がなくなって、介護医療院の数字が倍以上に増えているところを見ると、介護療養型医療施設がなくなった説明もありませんので、私は被保険者代表であるので話を聞きたいです。介護医療院は高崎市に何箇所ありますか。また数字がこれだけ大きくなっている経緯をご説明いただくことはできますか。

(事務局)

介護医療院につきましては、第8期計画 86 ページの表の欄外に記載のとおり、2023 年度までに介護医療院に移行するというところで、第8期計画では介護療養型医療施設と介護医療院にわかれているところを、第9期計画では合算し試算しております。また、介護医療院は松岡医院のみです。

(G委員)

ありがとうございます。

(事務局)

補足でご説明いたします。介護療養型医療施設は介護医療院に移行しており、高崎市には松岡医院1箇所だけでございます。ただ、今後施設整備を進めるにあたり1箇所だけの見込みですと新たな開設届けが出てきたときに許可ができない状態となりますので、第8期計画も第9期計画も施設整備が出来る枠を作りそれを見込んで記載しております。

(G委員)

第8期計画と第9期計画を比べたときに、数値や介護医療院への移行、そのあたりのことが割愛されているのでおたずねしました。ありがとうございました。

(会長)

数字の並びが、他のところに比べると少し不自然に見えるので、その部分の説明が一般市民にとっては難しいのではないかとこのところでのご質問だったと思いますが、今のような説明をしていただければ納得していただけるのかなと思います。よろしいでしょうか。

(B委員)

もう一点、数字のことでおたずねします。9ページの地域密着型介護予防サービスのところの、第8期比80.8%は正しいですか。

(事務局)

地域密着型介護予防サービス費の80.8%が他のサービスに比べてかなり低く出ている理由についてということではよろしいでしょうか。

(B委員)

金額的には変わっていないので、80.8%にはならないのではないかと思います。

(事務局)

こちらの表には2023年度の数字しか載せておりませんが、第9期計画の見込み値を試算するにあたっては、第8期計画の2021年度から2023年度の3年間分の合計と、第9期計画の2024年度から2026年度の3年間分の対比をしております。2021年度と2022年度の数字が2023年度の11,435千円よりも若干多くなっていることから第8期比80.8%となっておりますので、この数字は正しいものでございます。

(B委員)

ありがとうございます。ということは、2023年度に何か起こったということでしょうか。

(会長)

「※2023年度は、計画作成時点の見込みです。」と記載してありますので、2023年度の数字と今回の3年間の数字で比較していると誤解しますね。そうではないことを明示する必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。第9期計画につきましては本日の口頭説明でご理解いただきまして、次期計画以降につきましては前期計画期間の3年間と比較できるよう資料作成したいと思います。

(B委員)

さらに申し上げますと、2030年度、2040年度と、かなり先の年度の数字が書かれていますが、これはどのように見込み額を算出しているのですか。数字が正しいのかも含めて考えた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

2030年や2040年を推計するという事は実際にはなかなか難しいと思いますが、先ほどからご説明しております厚労省の見える化システムに、過去の給付実績や人数などの数値をすべて入力していくとこのような数字が出てきます。そこで算出された見込み値をこちらには記載しております。ただ、実際にはこのとおりの見込み値で推移していくことは難しいのではないかと考えていますので、あくまでも推計値ということでご理解いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。1ページの表の欄外に「※2024年度以降、厚生労働省の地域包

括ケア「見える化」システムに基づく将来推計値」と、きちんと入っています。この表記がすべての表に記載する必要があるということでしょうか。どこか1箇所にこのような説明の記載があればすべての表に記載しなくてもいいかとも思いますが、少し分かりにくかったですね。

(D委員)

今のお話に関連するところだと思いますが、例えば1ページ目の2つの表については、第8期比の数値が入っていません。給付費はこの人数とリンクさせてその金額がどう推移していくかをみていくものだと思いますし、また7ページ目の表についても総額の推移としては第8期比が記載されておられません。すべての表について前期計画と比較できるようにしたほうがいいのではないかと思いました。総計の前期比と、それぞれの項目の前期比の相関や人数の関係性などからこの数字が妥当かどうかをみていくものだと思うので、これらの資料についても前期比を入れていただければと思います。

(事務局)

あんしんプランは市民の方がご覧になるものですので、わかりやすい表記に努めてまいりたいと思います。次期計画作成時には今おっしゃっていただいた意見を盛り込みまして作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(会長)

2023年度のところを第8期にして、第8期計画期間の3年間を足し上げた数字を入れ、2024年度から2026年度の枠の下に第9期計画期間としての3年間を足した数字を入れて、第8期計画と第9期計画の比較で何%と出すとわかりやすいですね。そこを書いていたといいと思いますが、これはすでに事務局内で承認されたものでしょうから今からはなかなか難しいかもしれません。もし書き足すことができるのであればしていただければと思います。

(G委員)

もう一点、わかりやすさという表記のところで、10ページの地域支援事業費のところですが「※1 その他の事業」となっていて、第8期計画の同じ枠のところには、審査支払手数料、高額介護予防サービス費相当事業等と細かく説明が書かれています。第9期計画でここを一緒にして記載している理由がありますか。

(事務局)

計画作成にあたり国の見える化システムを使って推計していくなかで、見える化システムの推計項目に合わせた形に表記を統一させていただきました。

(G委員)

見える化システムに合わせてわかりにくいものを作ってしまうということですか。一般

市民としては、「その他の事業」という表記は分かりにくいのかなと思います。また、「等」というのが行政の逃げ道かもしれませんが、全部書いてくれてもいいのにと思ったりもしました。その辺もいかがでしょうか。

(事務局)

次期以降につきましては、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきたいと思いません。

(C委員)

2024年度以降はどうなるかわからないと思いますが、もし、2025年度に昭和25年生まれの方が75歳になって認定率が急に跳ね上がるような状況が起こったとき、今ご説明いただいたこの介護保険料の金額でまかないきれないようなことになるのでしょうか。大幅に認定率が増えて財源が不足した場合、足りるように認定率を下げるとかそのようなことはないと思いますし、基金に余裕があるのかもわかりませんが、この3年間について団塊の世代の方が75歳になる背景を含んでどうお考えになっていますか。

(会長)

この3年間を見通したときに2025年問題ということも国の見える化システムで管理し数値として反映できているのかについても、併せて教えてください。

(事務局)

認定者数の人数等については2025年問題を加味しておりまして、また今年度末において25億円ある基金のうち17億円をつぎこんでこの金額を算出しておりまして、基金は8億円ほど残る計算ですので、第9期計画期間中にサービス給付費が見込み値よりも上昇した際にはこの基金を投入するため、介護保険料が上がることはありません。ただ、基金を投入しても不足する場合は県から借入れをすることとなります。絶対と申し上げることはできませんが、現状においてはそこまでではないと市としては判断しておりますので、今回この基準額を算出させていただきました。

(C委員)

それを聞いて安心しました。借金をすることになっても、第9期計画期間中はこの金額でいきますということですね。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。おそらく全国のすべての市町村で同じことが言えるので、もし2025年問題が現実的に起こるとすれば、これは国を挙げて介護保険制度を見直していくということになると思うので、高崎市だけの問題ではないかなというふうに思います。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは続きまして報告(2)令和6年度介護報酬改定について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告（２）令和６年度介護報酬改定について

### －事務局説明

（会長）

ありがとうございました。国のほうの改定ということで、こちらについてはよろしいでしょうか。それでは続きまして報告（３）令和６年度新規事業等について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告（３）令和６年度新規事業等について

### －事務局説明

（会長）

ありがとうございます。ご質問等はございますか。

（G委員）

（１）高齢者福祉なんでも相談センターの開設場所が中心市街地の空き店舗となっておりますが、利用者に対する駐車場の確保についてはどのような対応を考えていますか。

（事務局）

市役所地下駐車場や高松地下駐車場を利用できるようにする予定です。

（G委員）

利用料金の負担もないということでしょうか。

（事務局）

そのとおりでございます。

（会長）

他はいかがでしょうか。

（H委員）

（２）介護人材資格取得支援事業補助金についてですが、これは経験年数が何年など、なにか縛りがありますか。

（事務局）

経験年数の縛りはございません。申請時に市内の介護事業所に勤務されている方が対象

となりますので、市外にお住いの方でも市内の介護事業所に勤務されていれば対象となります。

(H委員)

施設によっては施設が費用負担しているようなところもあると思いますが、施設が負担した残りの部分について補助を受けられるということでしょうか。

(事務局)

まず、総費用の2分の1を高崎市が出させていただく予定です。残りの2分の1を介護事業所さんが出していただいても構いませんし、状況によっては介護事業所さんが全部出しているという状況もあるかと思います。あくまでも、2分の1を高崎市が出させていただくので、補助対象としては介護事業所さんも含まれるということです。

(H委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(G委員)

資格取得見込みの方が国家資格を取得するところまで面倒見てもらえるのですか。

(事務局)

資格の受験料補助は合格した場合のみ補助します。研修の受講料補助も予定しておりますので、その積み上げで1人年額5万円を超えない範囲での補助を予定しています。

(G委員)

合格しなかった方は、次年度もチャレンジができるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(H委員)

対象となる研修ですが、介護福祉士実務者研修も対象になりますか。

(事務局)

対象になります。

(会長)

2024年の運送業の問題によりぐるりんバスの運行便数が減少しているような状況のなか今後少し難しいところもあるかもしれませんが、(3)のおとしよりぐるりんタクシー運行事業についてはぜひ頑張っていたきたいと思えます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして報告(4)地域ケア会議開催状況について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告(4)地域ケア会議開催状況について

### 一事務局説明

(会長)

ご意見等はございますか。

(I委員)

地域ケア会議に理学療法士として参加させていただきまして数年経ちましたけれども、地域ケア会議とはなんだろうと思っている方がまだ多いので、このような報告書があると実際に行われていることや他職種の方たちの様子などが非常によくわかります。大変貴重な資料だと思い拝読しました。ウェブでも公開予定ということなので、公開されましたら我々の団体でも共有させてもらいたいと思えます。また、私は定期型には何度か出席させていただいているので会議全体のイメージがわくのですが、先ほど来からお話のある随時型の会議の様子はこの資料で初めて知りました。興味深かったのは、この定期型の対象者の層と、あんしんセンターのユニットでやっている随時型の個別会議のテーマのテイストが違うなところ。これは意図してそのような役割を持たせているのか、もしくはあんしんセンターの運営に任せているなかで集計したらたまたまこのような結果になったのか教えていただけますか。

(事務局)

長寿社会課が主催する定期型に関しましては、4ページの(エ)に対象事例の選考目安にあるように、介護予防のためということで基本的には要支援1、要支援2、総合事業対象者などの比較的介護度が軽度な方を対象としていて、そのような方たちがご自宅で安心して暮らせるような助言を専門職の方にいただけるような会議を主眼としております。あんしんセンターが主催する随時型については、介護予防というよりは地域の個別のケースの課題を通して地域の課題を把握するというを目的とし、比較的介護度が重い方を中心に対象としていますので、この違いはあるかと思えます。

(I委員)

ありがとうございます。我々のような専門職は定期型のほうで出席させていただいておりますが、随時型のほうにはほとんど顔を出せていないような状態です。本来は、随時型にも参加したほうがいいのでしょうか。

(事務局)

いろいろな方に参加していただきたいと考えております。19 ページの随時型の参加者を見ますと、ご家族の方や民生委員の方を中心に、地域住民の方であったり、警察の方であったり、場合によっては区長や社会福祉協議会の方などいろいろな方に参加していただいておりますので、ここに専門職の方が入っていただけると大変心強いと思っております。

(I 委員)

我々としてもぜひ随時型のほうに参加させていただければ、地域の病院やクリニックに勤務している専門職が、地域住民の方たちやそこで支援されている方たちとの支援体制がもっとできてくるかなと思いますので、次年度の課題とさせていただきますして引き続きよろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。他にございますか。

(E 委員)

すでに市のほうではご存じのことかもしれませんが情報提供させていただきます。昨年の総合事業の検討会のなかで生活支援体制整備事業の更なる推進という項目の生活支援コーディネーターの評価というところで、多様な主体とのネットワークということが出てきていまして、今回、生活支援体制整備事業に1市町村に400万円くらい増額補助という内容の文章が厚労省の方から出てきました。その増額分に関しては、今まさにI委員がおっしゃってくださったように、医療関係や介護関係、それから専門職の人たちと連携してネットワーク作りを進め資源開発をしていくということがうたわれています。ですので、多少でも予算を持ってきていただきながらそれを使ってあんしんセンターに専門職を呼んだり、またコーディネーターも関わったりしながらネットワーク構築や資源開発をしていけるのではないかと思います。厚労省からお話がでたばかりだと思いますが、ぜひお願いしたいところです。これをうまく活用すると地域ケア会議ができていないところを少し推進出来たり、また協議体の機能強化にも繋がったりするのではないかと思います。

(事務局)

予算等の兼ね合いも含めて検討していきたいと思っております。

(E 委員)

今年度は難しいということは重々承知ですけれども、地域ケア会議を推進していくというところについても、今後この取り組みがいきってくるかなと思ってお話いたしました。次年度以降検討していただけたらありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

(会長)



ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(G委員)

27 ページの用語の解説の一番下に介護保険運営協議会とあって、構成メンバーのことが書いてあり、また第8期計画の用語の解説のところにも同様の内容が記載されています。第8期計画作成時にも介護保険運営協議会の構成メンバーだけではなくその目的などについても触れたほうがいいのではないかとお話をさせていただきましたが、なぜそのようなことを申し上げるかといいますと、25 ページに記載の要綱第3条(3)地域ケア推進会議についての定義の部分に「高崎市介護保険運営協議会で実施する会議」と、また第4条第2項の地域ケア会議の実施について記載の部分には「地域ケア会議は必要に応じ随時実施できるものとする。ただし、前条第3号に規定する会議は、高崎市介護保険運営協議会の開催時に実施する」という記載があります。先ほどからお話のように地域ケア会議の開催について弱いのであれば、介護保険運営協議会を有効に活用していただければより多くの専門職の意見が取り入れられるのではないかと思います。ぜひ、そのことを各あんしんセンターのほうに周知していただき、我々と一緒に議論し多角的な視点を取り入れていったらいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(会長)

事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、介護保険運営協議会のなかで議論し政策的な解決を目指すという位置づけもございますので、それを目指し、個別の地域ケア会議を行っていききたいという理念を再度皆さんに周知していききたいと考えております。

(会長)

介護保険運営協議会を地域ケア会議の関係だけで開催することはなかなか難しいと思いますので、この場で取り組みに触れて、例えばあんしんセンター評価のことなどもありますので、そのようなことも捉えながら情報共有できればと思います。ありがとうございます。地域ケア会議の目的を達成できているかというところが肝になっていると思うので、ケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握あるいは地域資源開発、これらがどうなっていて、できるのかどうかということも含めて評価をしていく必要があると思いますし、そのような視点で報告書を作ってほしいと私は思っています。意見として申し上げたいと思います。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではその他として事務局からなにかございますか。

(事務局)

ございません。

(H委員)

介護保険を利用できない 60 歳以上の方の養護老人ホームでの措置制度は残っていますか。

(事務局)

残っております。

(H委員)

高崎市内の養護老人ホームは何箇所ありますか。

(事務局)

市内には現在 4 箇所です。目の見えない方が市外の聾の施設に入居されていたり、また合併以前に措置をしていて市外の養護老人ホームに入居されている方もおられます。

(H委員)

高崎市内の養護老人ホームは満床ですか。また稼働率はどのくらいですか。

(事務局)

稼働率はあまりよくない状態です。

(H委員)

低所得者のひとり暮らしで行き場所がない方などについては、要件が合えば措置をしていただけるものなのでしょうか。

(事務局)

要件があれば措置はできます。ただ養護以外の施設の充実ということもありますので、生活保護をうけながら特養に入居するなどの方もいらっしゃいます。

(H委員)

高崎市内の養護老人ホームで、特定施設をもっている施設はありますか。

(事務局)

特定施設をもっているのは 4 箇所中 3 箇所です。

(H委員)

ありがとうございました。

(会長)

よろしいでしょうか。

(G委員)

一点、よろしいでしょうか。先日開催された総合福祉センターでのフレイル予防の開催について高崎市のLINEで情報発信がありました。介護予防や高齢者の福祉政策に関する講演などに関心のある方への情報発信を、今後もお願いできればと思います。

(会長)

他はよろしいでしょうか。では、長時間になりましたけれども議事と報告が終わりましたので事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。最後に、第9期高崎市高齢者あんしんプラン策定にあたりまして、福祉部長の石原よりご挨拶をさせていただきます。

—福祉部長挨拶

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和5年度第5回介護保険運営協議会を終了させていただきます。皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

◎閉 会 (16 : 55)